

妊婦とパートナーの方が対象

歯科健診

生まれてくるお子さんのために、健康づくりの取り組みを!

健康づくり指導のご案内

～歯っぴーファミリー健診のお知らせ～

川崎市では、市内在住(市内に住民登録がある)の妊婦とそのパートナーの方を対象に歯科健診や健康づくり指導を行う歯っぴーファミリー健診を実施しています。

受診した妊婦の方に理由を伺うと、6割の方から「歯と口の状態を確認して安心して出産を迎えたかったから」との回答がありました。(2018年健康増進課調べ)

ぜひ、ご自身や家族の健康づくりのきっかけとして、ご活用ください。



対象者

市内在住の妊婦とそのパートナー



内容

- ・歯科健診 ・健康づくりに関する指導
- ・前歯のクリーニング体験(上下合わせて最大12本まで)

当日の体調やお口の状態によっては、歯のクリーニングを行わない場合があります。なお、本事業の歯のクリーニングには、歯石除去を含みません。



費用

1人 500円

生活保護受給世帯、市民税非課税世帯の方等は無料です。受診の際に証明する書類(被保護証明書、非課税証明書等)を御提示いただきます。



場所

市内登録歯科医院 登録歯科医院については、ホームページを御覧ください。



問合せ先

川崎市健康福祉局保健所健康増進課

電話:044-200-2438 メール:40kenko@city.kawasaki.jp

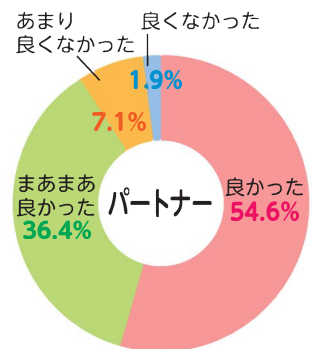
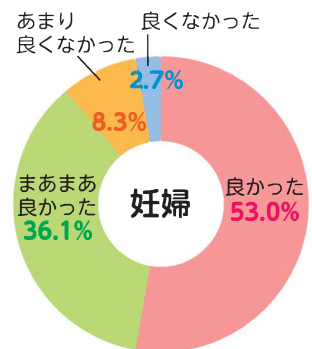
川崎市ホームページ

川崎市 歯っぴーファミリー健診 検索



健診を受けた印象

(2018年健康増進課調べ)



かかりつけの歯科医を持つことができました。

歯と口のことでなく、栄養、運動、タバコなど、健康づくり全般の話を聞くことができ、生活を見直すきっかけになりました。



詳しい受診の流れは裏面を御参照ください

受診の流れ

①妊娠が判明

区役所窓口で母子健康手帳を受け取る際に、併せて妊婦とパートナー2人分の歯っぴーファミリー健診の受診券を受け取ります(母子健康手帳(別冊)に綴られています)。



②受診予約

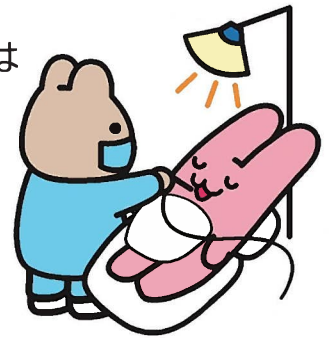
川崎市のホームページ(表面参照)で市内登録歯科医院を確認し、直接予約の電話をします。



③健診受診

予約した歯科医院に行き、健診を受診します。受診の際には次のものを持参してください。

- 歯っぴーファミリー健診受診券
- 母子健康手帳
- 健康保険証等本人確認ができるもの
- かかりつけ産科医療機関等の診察券(妊婦の方のみ)



④会計

歯科医院にて健診費用500円をお支払ください。



【注意事項】

- 受診できる期間は、妊婦、パートナーとも分娩前までです。
- 妊婦の方については、安定期の受診をお勧めします。
御心配な場合にはかかりつけの産科医療機関等で御相談の上受診してください。
- 受診券を使わずに健診を受けた場合、御自身で負担した健診料金を払い戻すことはできません。
- 受診券を紛失した場合、再発行はいたしません。

